

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

提出者 議会運営委員長 阿 部 悦 博

(説明)

大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延時に、委員会をオンラインによる方法により開催する場合の所要の規定の整備を行うとともに、全員協議会等の開会方法の特例を定めたいので、この議案を提出いたします。

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則

青梅市議会会議規則（昭和 4 5 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 7 条」を「第 8 7 条の 2」に、「第 1 5 9 条」を「第 1 5 9 条・第 1 5 9 条の 2」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改める。

第 8 7 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 8 7 条の 2 この章における出席委員には、青梅市議会委員会条例（昭和 4 5 年条例第 4 0 号。以下「委員会条例」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 1 1 0 条第 1 項中「聞く」を「聴く」に改め、同条に次の 2 項を加え

る。

3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第111条に次の1項を加える。

2 委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例第15条の2第3項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第134条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第135条に次の2項を加える

3 前項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第159条の次に次の1条を加える。

(全員協議会等の開会方法の特例)

第159条の2 前条の全員協議会および予算決算委員会理事会については、大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参加することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。